

「第 2 期香川県健やか子ども支援計画」の変更について（案の概要）

1 計画の趣旨

「第 2 期香川県健やか子ども支援計画」（以下、「本計画」という。）は、少子化の流れを変え、次代の担い手となる子どもが健やかに成長することができる社会を実現するため、本県において、子ども・子育て支援施策と次世代育成支援施策を総合的かつ計画的に実施するための計画である。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法や次世代育成支援対策推進法、子育て県かがわ少子化対策推進条例その他の法律等に基づく子どもや子育てに関する計画を一体的に策定するものであり、本県の総合計画である「人生 100 年時代のフロンティア県・香川」実現計画（以下、「総合計画」という。）のうち、「子育て支援社会の実現」のための個別計画である。

3 計画変更の趣旨

子ども・子育て支援法に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」の計画期間満了に伴う改正を行うほか、こども基本法及びこども大綱が定められたことによる所要の改正を行うものである。

4 計画変更の主な内容

(1) 「令和 2 年度から令和 6 年度まで」とする本計画の期間を 1 年延長し、「令和 2 年度から令和 7 年度まで」とする。【第 1 Ⅲ 計画の期間】

(2) 子ども・子育て支援法に基づく本県の子ども・子育て支援事業支援計画に係る部分について、令和 7 年度から令和 11 年度までの教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容について改正を行う。【第 3 Ⅱ 子育て拠点の充実、第 4 県内市町ごとの教育・保育の量の見込みと確保方策等】

＜県内全域の各年度における教育・保育の量の見込み（需要）と実施時期（供給）＞

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	29, 232	28, 310	27, 573	26, 731	26, 317
②確保	40, 228	39, 858	39, 521	39, 476	39, 466
確保状況（②-①）	10, 996	11, 548	11, 948	12, 745	13, 149

(3) こども基本法及びこども大綱の策定に伴い、下記の改正を行う。

- ① 子ども・若者育成支援推進法に基づく「都道府県子ども・若者計画」やこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「都道府県計画」など、子ども・子育て支援施策に関する計画を一体のものとして策定した計画としての位置づけ及び所要の改正【第1Ⅱ 計画の性格、第5Ⅳ こども大綱を踏まえた枠組み】
- ② 令和6年度に創設されたこども・子育て支援事業債（総務省）の活用を踏まえた所要の改正【第3Ⅱ 子育て拠点の充実、第3Ⅲ8 みんなで子育て】
- ③ こども基本法に規定された子ども・若者の意見表明等の機会確保及び意見を踏まえた対応に係る所要の改正【第3Ⅲ みんなで子育て、第5Ⅲ 子ども等の意見聴取の取組み】